

重要情報

11月1日から住宅ストック循環支援事業の活用に必要な事業者登録が開始。まずは、登録をしましょう

制度の概要

※いずれも自らが居住する住宅が対象(購入して居住するものを含む)

	住宅のエコリフォーム	良質な既存住宅の購入	エコ住宅への建替
要件	<ul style="list-style-type: none"> ●エコリフォームを実施すること ●リフォーム後に耐震性が確保されていること ※年齢制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ●若者(40歳未満)が既存住宅を購入すること ●売買に際して、インスペクションを実施し、既存住宅売買瑕疵保険に加入すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震性のない住宅を除却すること ●エコ住宅に建替えること ※年齢制限なし
補助事業者	●リフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●宅建業者(買取再販等) ●インスペクション事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業者(注文) ●宅建業者(分譲)
補助対象	<input type="checkbox"/> エコリフォーム	<input checked="" type="checkbox"/> インスペクション <input type="checkbox"/> エコリフォーム	●エコ住宅の建設

補助金交付を受けるために必要となる主な手続き

事業者登録

●事業者の基本情報を事務局に登録します。(登録方法は次ページをご参照ください)

※事業者登録した会社だけが支援事業を活用できます。

※事業者登録しても、補助金の交付を約束するものではありませんが、登録後補助事業にとりかかることができます。

※登録事業者のうち、建築業許可を有する事業者、かし保険の登録事業者、及び住宅リフォーム事業者団体の登録事業者については事務局ホームページに掲載(予定)。

事業者登録期間 平成28年11月1日～平成29年3月31日

事業(物件)ごとに、以下の手続きを行います

事業登録

※エコリフォームの場合は不要

●既存住宅の購入(買取再販)とエコ住宅への建替え(分譲)を行なう登録事業者は、仕入れ物件や除去住宅が確定した時点で、物件情報を登録します。

事業登録期間 平成28年12月12日(予定)～平成29年3月31日

補助金交付申請

●工事請負契約や売買契約を締結して、事業の内容を決め、事務局に提出します。

補助金交付申請期間 平成29年1月18日(予定)～平成29年6月30日(但し、予算消化後終了)

補助金交付決定

●交付申請内容に不備がなければ、事務局から交付決定の連絡が入ります。

工事完了報告

●工事が完了した時点で、事務局に完了報告をします。

完了報告期限 平成29年12月31日まで

補助金の交付

●事務局の工事完了確認後、事業者に補助金が振り込まれます。補助金は、住宅取得者等への全額還元が必要です。

ご注意

1住宅1申請のみの受付となります。ただし、エコリフォームが実施されていない既存住宅の購入者がエコリフォームを実施する場合は、「既存住宅の購入」と「エコリフォーム」の両方を申請することができます。

事業者登録の実施方法

補助事業者は、事業の着手に先立って、まず以下定める事業者登録の手続きを行う必要があります。
事業者登録を行うためには、申請ポータルにログインするためのアカウントの取得が必要になります。

登録の際には下記の情報入力および添付書類が必要になりますので、事前にご用意ください。

入力情報	事業者の情報、担当者の情報、決裁者の情報、申請ポータル利用規約への同意
添付書類	(法人の場合)商業登記の現在事項証明書または履歴事項証明書 (個人事業主の場合)個人事業主本人の印鑑証明書

※「決裁者」とは交付申請の申請者(補助事業者の代表者)として記載された者であり、契約行為を行える者としてします。

【アカウント取得のご注意】

- 申請ポータルに登録された担当者が、アカウントを適切に管理してください。
- 申請ポータルは、事業者登録時に『担当者』1名を登録します(登録後の変更もできます)。
- 担当者は、当該アカウントに登録するすべての交付申請等の手続き・管理を行わなければなりません。登録内容に不備等がある場合、事務局は担当者に訂正・確認の連絡を行います。

※詳細は、国土交通省のホームページでご確認ください。

事業者登録までの流れ

アカウント発行依頼

【ホームページ】

住宅ストック循環支援事業事務局ホームページからアカウント発行依頼を行います。

<http://stock-jutaku.jp>

アドレスの確認メール受信

【メール】

発行依頼時に登録したメールアドレスにアカウント発行のためのURLが送られてきます。

アカウント発行

【メール→ホームページ】

確認メールの本文中に記載されたURLにアクセスします。
(24時間以内にアクセスをしないとアカウント発行に進めませんので、ご注意ください)

アカウント情報通知メール受信

【メール】

申請ポータルのURL、アカウント(URL/ID/仮パスワード)が記載されたメールが送られてきます。

申請ポータルへログイン・ 仮パスワードの変更

【メール→申請ポータル】

通知メールの本文中に記載された申請ポータルのURLをクリックしIDと仮パスワードでログインします。
初回のログイン時に仮パスワードを変更してください。

事業者登録

【申請ポータル】

必須項目を入力、添付書類をアップロードして事業者登録が完了します。

お問い合わせ
窓口

住宅ストック循環支援事業事務局ホームページ <http://stock-jutaku.jp>
0570-069-888※一部のIP電話からは03-4334-9252(いずれも通話料がかかります)
受付時間 月～金 9:00～17:00(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)